

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問01（情）第5号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書について、形式上の不備を理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、令和元年5月10日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、情報公開グループ〇〇、〇〇、〇〇、〇〇（以下これらを「本件各職員」と総称する。）の起案した全ての文書（以下「本件請求文書」という。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

- (1) 実施機関は、本件請求に対し、条例第6条第1項第2号に掲げる事項の記載に不備があるとして、同条第2項の規定により、本件請求に係る行政文書開示請求書を補正するよう、令和元年5月14日付けで審査請求人に通知（以下「本件補正通知」という。）をした。
- (2) 審査請求人は、令和元年5月16日付けで、実施機関に対し、補正書を提出した。
- (3) 実施機関は、本件請求に対し、条例第7条第2項の規定により、形式上の不備を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和元年5月27日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和元年7月29日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件請求文書を開示するよう求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

開示しない理由は正当でない。「・・・分量が膨大であり・・・」とあるが正に特定されているからやりたくないからやりませんに等しい理由にならない文書である。

「分量が膨大」であるから開示しないとの法令上の制限及び他の根拠を全く示しておらず理由不備である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分に至る経過

(1) 本件補正通知について

本件請求の対象となる行政文書の特定に当たり、条例第6条第1項第2号に掲げる事項(開示請求をしようとする行政文書を特定するために必要な事項)の記載に不備があるため、令和元年5月14日付けで審査請求人に対し、本件補正通知に係る通知文を発出した。

本件補正通知においては、本件請求文書の分量が膨大であり、開示作業に困難性が伴うため、実施機関が合理的な努力をすることにより行政文書を容易に区別して特定できる程度の記載をする必要があるため、補正の例を提示して、期間や内容を限定するなどの補正を求めた。

(2) 補正内容の確認について

その後、審査請求人から令和元年5月16日付けで補正書が提出されたが、補正書には、本件請求に係る行政文書の件名又は内容に「〇〇局長 〇〇〇〇部長 〇〇の起案した全文書(押印ある全文書)」という文言が追記されていた。

なお、審査請求人は、当該補正書を総務課行政情報コーナーに提出したものであるが、その際、本件補正通知で補正を求めた事項が記載されておらず、総務課職員が審査請求人に対して、再度補正書の記載内容を確認したところ、補正書に記載したとおりである旨の発言のみで当該コーナーを退出した。

(3) 行政文書不開示決定について

追記の事項に関しては、総務局の別の部署で対応するため、実施機関において当初の記載内容のとおり文書特定を検討したところ、対象文書の分量が膨大であり、開示作業に困難性が伴うため、実施機関が合理的な努力をすることにより行政文書を容易に区別して特定できる程度の記載がされているとは認められないため、令和元年5月27日付けで本件処分を行った。

2 行政文書開示請求の方法について

- (1) 開示請求書に記載が求められる、条例第6条第1項第2号に規定する「開示請求をしようとする行政文書を特定するために必要な事項」とは、一般的には、行政文書の名称、行政文書の様式の名称、標題、記載されている情報の概要、作成(取得)年月日、作成者名などを組み合わせて表示することになり、開示請求を受けた実施機関が合理的な努力をすることにより行政文書を容易に区別して特定できる程度の記載がされていることが必要である。

また、「〇〇(実施機関名)の保有する行政文書」のように記載された開示請求についても、行政文書の範囲は形式的、外形的には一応明確であるものの、一般的には、行政組織の活動は多種多様であってその全てに係る行政文書を請求しているとは考え難いことや保有する行政文書の量等に照らして、本県の開示請求権制度上は特定が不十分であると考えられる。

- (2) 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができ、この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供す

るよう努めなければならない旨規定している(同条第2項)。

3 形式上の不備を理由とする不開示とした理由

- (1) 審査請求人は、「『…分量が膨大であり…』とあるが正に特定されて居るからやりたくないからやりませんに等しい理由にならない文書である。」と主張する。

しかしながら、本件各職員の起案文書は、本件各職員のグループにおける担当業務や在籍年数等に応じて、開示請求書の受付・庁内各部署への送付、県民・庁内各部署からの照会対応のほか、支出関係、契約業務、その他資料作成など多岐にわたる。

このような各業務に関する行政文書の分量を概算したところ、10,000 ページを超える膨大な分量である。

さらに、それぞれの行政文書について、条例第10条各号に規定する不開示情報該当性を判断していく必要があるため、そうした判断に要する時間は、試算したところ2,000時間を超え、職員1人当たりの年間労働時間数を超過するものであった。

こうした状況では、実施機関が合理的な努力をすることにより、行政文書を容易に区別して特定し開示作業を行うことが困難であるため、上記1(1)のとおり補正を要請したものである。

- (2) また、審査請求人は、「『分量が膨大』であるから開示しないとの法令上の制限及び他の根拠を全く示しておらず、理由不備である。」と主張している。

しかしながら、上記(1)及び2のとおり、条例第6条第1項第2号の記載事項に不備があるため、同条第2項の規定に基づき、補正の参考となる情報として補正の例を示した上で補正を求めたものの、上記1(2)のとおり、補正を求めた事項が記載されておらず、さらに、総務課職員が審査請求人に確認したにもかかわらず、補正書に記載したとおりである旨の発言であった。

このため、実施機関が合理的な努力をすることにより行政文書を容易に区別して特定できる程度の記載がされていないため、条例第7条第2項の規定に基づき、本件処分を行ったものである。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、情報公開グループ〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の起案した全ての文書の開示を請求したものである。

これに対し、実施機関は、本件請求に係る開示請求書の「請求する行政文書の件名又は内容」の記載内容では、条例第6条第1項第2号に規定する「開示請求をしようとする行政文書を特定するために必要な事項」が記載されているとはいえないとして、審査請求人に補正を求めた上で、その後審査請求人から提出された補正書の記載によっても、上記「請求する行政文書の件名又は内容」に係る行政文書は分量が膨大であり、開示作業に困難性が伴うことから、実施機関が合理的な努力をすることにより、行政文書を容易に区別して特定できる程度の記載がなされているとは認められないとして、本件処分を行ったものである。

2 本件処分の妥当性について

(1) 開示請求の方法について

ア 条例第6条第1項は、行政文書の開示を請求しようとするものは、実施機関に対して、①氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名、②開示請求をしようとする行政文書を特定するために必要な事項、③前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項、を記載した開示請求書を提出しなければならない旨規定している。

ここで、上記②「開示請求をしようとする行政文書を特定するために必要な事項」とは、一般的には、行政文書の名称、行政文書の様式の名称、標題、記載されている情報の概要、作成（取得）年月日、作成者名などを組み合わせて表示することになり、開示請求を受けた実施機関が合理的な努力をすることにより行政文書を容易に区別して特定できる程度の記載がされていることが必要である。

具体的には、「〇〇（実施機関名）の保有する行政文書」のように記載された開示請求については、行政文書の範囲は一応記載されているものの、一般的には、行政組織の活動は多種多様であつてその全てに係る行政文書を請求しているとは考え難いことや保有する行政文書の量等に照らして、本県の開示請求権制度上は特定が不十分であると考えられる。

「▽▽年から△△年までの〇〇の保有する□□に関する文書」というように記載された開示請求についても、対象文書の分量が膨大であり、開示作業に困難性が伴う場合には、形式的には行政文書が特定されているとしても、実質的には対象文書が特定されていないと考えられる。

イ 条例第6条第2項は、実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができることとしており、この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない旨規定している。

ここで、「開示請求書に形式上の不備があると認めるとき」とは、記載事項に漏れがある場合や、「開示請求をしようとする行政文書を特定するために必要な事項」の記載に不備があり開示請求に係る行政文書を特定することができない場合等をいうものである。

なお、実施機関が補正を行うに当たっては、県民は、求める情報が実施機関においてどのような形で存在しているか知らず、開示請求書に的確に表示するための情報を持っていない場合があるので、開示請求者が容易かつ的確に求める行政文書の件名又は内容を記載することができるよう補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないこととしている。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 当審査会において本件各職員の事務分掌表を見分したところ、本件各職員は、総務課情報公開グループにそれぞれ〇年間から〇年間在籍しており、その業務内容は、開示請求書の受付・庁内各部署への送付、県民・庁内各部署からの照会対応のほか、支出関係、契約業務、その他資料作成など多岐にわたっていることが確認でき、本件各職員が起案したであろう文書も業務内容

に応じて多岐にわたるものと認められる。

イ 本件請求は、総務課情報公開グループに在籍した、又は在籍する職員の起案した全ての文書の開示を請求するものであり、本件請求文書の範囲は、上記アのとおり本件各職員の業務内容に応じて多岐にわたることが認められ、この請求内容では、本件各職員が起案した文書を包括的に請求する趣旨のものと認められることから、本県の開示請求の制度上は特定が不十分、あるいは形式的には行政文書が特定されているとしても実質的には対象文書が特定されていないものといえる。

また、本件補正通知を見分したところ、実施機関は審査請求人に対して、具体的な例を提示して期間や内容を限定するよう求めており、補正指示の内容として不十分とまではいえない。

さらには、実施機関によれば、審査請求人が提出した補正書に補正を求めた事項が記載されていなかったため、実施機関の職員が審査請求人に直接説明し、確認を行ったが、審査請求人は、これに応じていないということである。

こうした事情の下にあっては、実施機関が説明するように、本件請求においては、条例第6条第1項第2号に掲げる「開示請求をしようとする行政文書を特定するために必要な事項」として、開示請求を受けた実施機関が合理的な努力をすることにより、行政文書を容易に区別して特定できる程度の記載がされているとは認められない。

なお、実施機関は、本件請求文書が10,000ページを超える膨大な分量になると概算し、開示に当たっては、各行政文書について、条例第10条各号に規定する不開示情報該当性を判断していく必要があるため、そうした判断に要する時間は2,000時間を超え、職員1人当たりの年間労働時間数を超過するものになると説明するため、その試算を確認したところ、実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められない。

ウ 以上のことから、実施機関が、形式上の不備を理由に不開示とした本件処分は妥当である。

3 その他

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
元. 10. 7	・ 諮問を受けた。
2. 5. 29 (令和2年度第1回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
2. 6. 19 (令和2年度第2回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

金 谷 信 子	広島市立大学教授
中 根 弘 幸 (部 会 長)	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授